

第6次エネルギー基本計画「素案」の抜本的見直しを求める意見書（案）

概ね3年に一度改定される「エネルギー基本計画」の第6次分「素案」が発表された。

本計画は、菅政権の誕生直後に出された「2050年カーボンニュートラル宣言」と、今年4月に示された「2030年度の温室効果ガス削減目標＝2013年度比で46%削減」の実現に向けた位置づけであるが、「素案」はコストが極めて高い技術を羅列しており、実用化は困難である。しかも、パリ協定で明記された「世界の平均気温上昇を産業革命前に比べ1.5℃までに抑える目標達成のため、2030年までに石炭火力発電所を廃止」を無視し、石炭火力も含む化石燃料依存を維持しつつCO2削減を目指す、という荒唐無稽な内容となっている。

さらに看過しがたいのは、第5次計画で示された2030年の電源構成のうち、原子力は「20～22%」という割合が維持されていることである。2020年度の電源構成中わずか4%の原発の割合を5倍以上にするその中味は、現在ある36基の原発のうち、新規規制基準未申請の9基を除いた27基すべてを設備利用率80%で動かすことであり、しかも、その中には現在建設中のもの、10年以上動かしていないもの、2030年には運転開始から55年を超える超老朽原発も含まれている。余りにも危険で非現実的な想定の下で、再稼働の推進が公然と明記され、財界等の圧力から今後の「原案」段階で「新增設」や「リプレース」が書き込まれかねない状況である。

福島第一原発の大事故を経験し、東海第二原発の再稼働計画に直面する本県としては、現実性皆無で安全性の担保もない原発依存政策の維持を容認することはできない。

政府においては、人類にとって喫緊の課題である「カーボンニュートラル」の実現のために、化石燃料及び原子力からの早期の撤退と、再生可能エネルギーの最大限の拡充を目標とする基本計画とするべく、本素案を抜本的に見直すことを強く求める。

以上地方自治法第99条により、意見書を提出する。

令和3年10月12日

千葉県議会

内閣総理大臣

通産大臣

宛て

資源エネルギー庁長官